



2008年6月20日

報道関係者各位

「信用取引」 / 「先物・オプション取引」 口座設定約諾書の電子化サービスの開始について

楽天証券株式会社（代表取締役社長：楠 雄治、本社：東京都港区）は、2008年6月28日（土）から、従来書面での手続を必要としていた信用取引の口座開設および先物・オプション取引の口座開設について口座開設時の「口座設定約諾書」の電子化を実施することといたしましたのでお知らせいたします。

現在、お客様が信用取引口座/先物・オプション取引口座を開設する際には、弊社との間の信用取引/先物・オプション取引に関する権利・義務等について定めた口座設定約諾書を記名押印の上、弊社に差入れる必要があります。

また、この口座設定約諾書の内容について改正が行われた場合には、改正内容が軽微である場合を除き、信用取引口座/先物・オプション取引口座を開設されているすべてのお客様は、その都度、改正後の口座設定約諾書または改正内容について同意する書面を、記名押印の上、弊社に差入れる必要があるなど、従来の紙ベースのやり取りにおいては、お客様の負担の多い運用となっております。

このたび弊社では、東京証券取引所および大阪証券取引所による電子化に対応したルール整備を受けて、信用取引/先物・オプション取引に利便性の更なる向上を図るため、口座設定約諾書の電子化を行います。いためお客様の負担も軽減されます。

【手数料等およびリスクの説明について】

弊社の取扱商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料や諸経費等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。各商品等へのご投資にかかる手数料等およびリスクについては、楽天証券ホームページの「リスク説明」ページに記載の当該商品等の契約締結前交付書面等をよくお読みになり、内容について十分にご理解ください。

[「リスク説明」についてはこちらをご覧ください](#)

商号等：楽天証券株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長（金商）第195号

加入協会：日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会